

高齢者福祉政策における孝文化の中日比較分析

張 潔 ・ 張 軍

1. はじめに

21世紀に入り、中国と日本はともに著しい高齢化の進行に直面している。とりわけ、両国の高齢化の進行速度は世界的に見ても特異であり、他の先進国と比較しても極めて短い期間で超高齢社会へ移行している点に特徴がある。日本は1970年に65歳以上が総人口の7%に達し、「高齢化社会」へ移行した。その後、わずか24年で14%に達し、37年目の2007年には21%を超え「超高齢社会」に突入した。これはアメリカの73年、ドイツの40年と比べても極めて速い。これと類似する進行を示すのが中国である。中国は2001年に7%に達し、2026年には14%、2038年には21%に達すると予測される⁽¹⁾。つまり、日本とほぼ同じ時間軸で高齢化が進行しており、短期間で世界最大の高齢者大国となりつつある。

このような急速な高齢化の進行下で、中国と日本の高齢者福祉政策は、それぞれの社会的・文化的基盤に根ざしたアプローチを展開している。その中でも、「孝」という伝統的価値観は、両国において高齢者ケアの重要な規範として、政策設計に影響を与えている。李銀安・李明(2017)によれば、「孝」とは、親の養育の恩に報いるべく、物質的・精神的・身体的に養い、敬意を表す倫理的義務を指す。また、「孝文化」とは、この孝の実践に伴う物質的・精神的側面、習慣、制度の総体を意味する。

孝の実践は、高齢者ケアの文脈において、物質的供養、生活支援(介護)、精神的慰め、さらには制度的規範と倫理教育という形で表現される。とりわけ、政策文書における「倫理教育」、「家族・社会関係の在り方」、「制度的規範」は、国家が孝の価値をいかに制度化し、社会に浸透させようとしているかを示す重要な指標である。

本稿は、中国と日本の国家レベルの高齢者福祉政策文書を対象とし、「孝」の文化的表現が、どのように「倫理教育」、「家族・社会関係の在り方」、「制度的規範」の形で政策に組み込まれているかを比較分析する。具体的には、両国の法律・国家計画等の政策ファイルをテキスト分析し、キーワードの出現頻度とその文脈を検証することで、伝統的家族ケアと現代的制度支援の接点を明らかにしたい。これにより、東アジアにおける持続可能な高齢者支援モデルの構築に向けた文化的基盤の理解を深め、それぞれの社会が直面する高齢化課題に対する政策的示唆

を提示したい。

2. 先行研究

高齢者福祉政策をめぐる中日両国の学術的議論は、大きく三つの研究領域に集約される。第一に高齢者福祉政策そのものの制度変遷と戦略、第二に孝文化が福祉政策に与える影響、第三に中日間の比較研究である。以下、各領域の研究動向を整理し、本稿の立ち位置を明確にする。

(1) 高齢者福祉政策と戦略に関する研究

この領域の研究は、主に中国国内の高齢者サービス制度の変遷と課題を分析している。辺恕・黎蘭嫻（2019）は、中国の高齢者サービス発展を「萌芽期—拡大期—深化期」の三段階に区分し、サービス供給と需要の不均衡、サービス内容の単一化を主要な課題として位置付けたうえで、多様なニーズに応える包括的ケアシステムの構築を提唱した。また、郭林・高姿姿（2022）や鄭娟ほか（2024）は、現行政策の「家庭ケア／社会ケア」二元構造を検証し、高齢者の社会参加を促進するための家庭支援政策の拡充を提唱している。しかし、これらの研究は主に制度論に焦点を当てており、孝文化が政策形成に与える文化的制約を十分に考察していないという限界がある。

(2) 孝文化と高齢者福祉の促進関係に関する研究

この領域では、孝文化が中国の高齢者ケアに与える影響について多角的に分析されている。董紅亜（2020）は、農村部における家庭内介護の現場に焦点を当て、孝文化の再生が高齢者サービスの質向上に寄与する可能性を論じている。陳滔・胡安寧（2024）や司慶燕（2022）も、相互扶助型ケアの実践と子世代の孝意識・高齢親の幸福感の相互作用を実証的に分析し、孝文化の現代的転換を示唆している。さらに、楊蓮秀・胡孔玉（2021）は、政策手段選択に対する孝文化の潜在的影響を指摘し、蘇夢澤ほか（2023）はテキストクラスタリングを用いて「子女による一方的扶養」から「多主体協働」への進化を定量的に示した。しかし、これらの研究は中国事例に限定されており、孝文化が政策文書に具体的にどのように言語化されるか、また制度変遷との因果関係を十分に解明していない。

(3) 高齢者福祉の中日比較研究

中日比較研究では、共通する儒家文化背景を持つ両国の違いが分析されている。中国側では、共通する儒家文化背景にもかかわらず、施設介護普及度に差が生じる要因を家族観の相違に求め、日本経験の中国への適用可能性を論じている（柯有軍，2021；鄭軍・伍安琪，2023）。一方、日本側では、伝統的孝観念の継承・変容を文化的視点から検討し、日本の施設介護が「孝」をどのように取捨選択してきたかを明らかにしている（中畠，2024；谷口，2011；欒竹民・施暉，2015）。ただし、これらの比較研究は主に制度概要や文化要因の対照に留まり、政策テキストレベルでの用語頻度、法的拘束力の違いを包括的に検証する試みはほとんど見られ

ない。

以上のように、先行研究は孝の言語化分析不足という限界がある。そこで本研究は、中日両国政策文書における「孝」関連の用語の頻度・文脈を定量的に測定し、孝文化の言語化パターンが制度設計に与える影響を中日横断的に検証することで、文化的価値と法制度化の相互作用を解明し、孝の現代的意義を再評価する。

3. 研究概要と方法

本研究は、中日両国の高齢者福祉政策における「倫理教育」、「家族・社会関係の在り方」、「制度的規範」の表現形態を比較・分析することを目的としている。具体的には、中国および日本において制定された国家レベルの主要な法律および政策文書を、それぞれ付表1、付表2に整理した。

中国の政策文書は1990年代以降に集中しているのに対し、日本のものはより早い時期に制定され、長期間にわたって改正・発展を重ねてきた点に両国の違いが現れている。また、厳密に言えば、比較の対象となる中国語の法律は日本の法律と対応し、中国の国家計画は日本の『高齢社会対策大綱』と対応するが、日本と中国で法制度事情が異なる事情を考慮し、法律と計画などを一括して考察対象にした。本研究では、日本と中国の法令および行政計画の文書について、定性的および定量的な分析を行った。これらはすべて公開されている。また、個人情報を用いず、ヒトを対象とした調査も行っていない。倫理審査の対象となる研究ではない。よって倫理上の問題は発生しなかった。なお、この研究で開示すべき COI は存在しない。

キーワードの選定は、「倫理教育」「家族・社会関係の在り方」「制度的規範」という三つの分析次元に基づき体系的に行っている。これらの次元は、高齢者福祉政策がどのような価値を重視し、どのような規範によって構築されているかを多角的に解明するための概念的枠組みとして設定した。

第一に、「倫理教育」は、政策文書が高齢者への尊重や家族・地域の道徳的責任をどのように言語化しているかを明らかにする次元である。中国では、「孝」を核とする儒教的倫理が政策スローガンとして制度化されていることから、「孝」「孝道」「百善孝为先」「孝亲敬老」「敬老」「尊老」などのキーワードを対象とした。日本では「孝」の概念は明示的に排除されているが、「共生」「支え合い」「多世代」「尊重」「敬愛」などの語を通じて、社会的連帯と自発的協力の価値が促進されていると見なされ、これらも本カテゴリーに含めた。

第二に、「家族・社会関係の在り方」は、政策が個人・家族・地域社会の関係性をどのように構想しているかを分析する次元である。中国では、「家庭」「社区」「互助」「代际」「区域」など、家庭と地域による共同支援モデルを示唆する語を抽出した。また、「家庭养老」「居家养老」など、家族中心の介護実践を指す複合語も、その価値的含意を踏まえて本次元に位置づけ

た。日本では、「家庭」「家族」「共生」「地域」「自立」「居宅介護」など、地域共生と個人の自立を重視する社会モデルを体現するキーワードを対象とした。

第三に、「制度的規範」は、政策が法的義務や制度的責任をどのように規定しているかを明らかにする次元である。中国では、「贍養」「義務」「責任」「処罰」など、子女による扶養義務の法的強制性を示す語に注目した。日本では、「扶養」「義務」「責任」「処罰」などの語を対象としつつも、それらの使用が限定的であることに着目し、法的拘束から社会的支援へと移行する制度設計の特徴を比較分析の視点とした。

キーワードの選定にあたっては、文献レビューと予備的テキスト分析を通じて、中日両国の政策文書において反復して出現する概念を抽出した。また、「家庭」と「家庭养老」のように語義が重複する表現については、独立した価値的・制度的意味を持つと判断されるものは別個のキーワードとして扱い、概念の重層性を損なわないよう留意した。対訳関係については、文脈に応じて最も適切な日本語または中国語の対応語を選定した。キーワードの出現頻度分析には、テキスト分析ソフトウェア AntConc (v. 3.5.10) を用い、対象文書をテキスト形式に変換後、トークン化処理を行った。得られた定量的データは、定性的な文脈分析と併せて解釈することで、単なる語彙の頻度比較にとどまらず、政策理念の深層構造の解明を目指した。

4. 調査結果

以下に示す表1は、上記の分析枠組みに基づき抽出・分類されたキーワードの出現頻度を、中国と日本と両国を比較したものである。

表1 中日における高齢者福祉政策文書のキーワード出現頻度比較

| 項目 | キーワード | 出現回数 (中国) | 出現回数 (日本) |
|----------------------------|--------------------------|-----------|-----------|
| 「孝」の核心的価値観及び具体的徳目・実践 | 孝道／孝道 | 1 | 0 |
| | 百善孝为先／百善孝を先とする | 1 | 0 |
| | 孝老／老人 ⁽²⁾ を尊ぶ | 1 | 0 |
| | 孝亲敬老／親を敬い、老を敬う | 8 | 0 |
| | 敬老／敬老 | 48 | 0 |
| | 尊老／老を尊ぶ | 7 | 0 |
| | 尊重／尊重 | 4 | 15 |
| | 敬愛／敬愛 | 0 | 1 |
| 家族・社会関係の在り方 ⁽³⁾ | 家庭／家庭 | 105 | 9 |
| | 家人／家族 | 0 | 18 |
| | 共生・共存／共生 | 0 | 7 |
| | 互助／支え合い | 23 | 7 |

高齢者福祉政策における孝文化の中日比較分析

| | | | |
|-------------|----------------|-----|-----|
| 家族・社会関係の在り方 | 代际／多世代 | 10 | 12 |
| | 自立／自立 | 1 | 59 |
| | 社区／コミュニティ・地域社会 | 207 | 17 |
| | 区域／地域 | 21 | 227 |
| | 居家养老／居宅介護 | 17 | 306 |
| | 家庭养老／家庭での老人介護 | 23 | 0 |
| 法令上の義務・責任 | 贍养／扶養 | 59 | 24 |
| | 义务／義務 | 25 | 104 |
| | 责任／責任 | 35 | 20 |
| | 处罚／処罰 | 6 | 2 |
| 合計 | | 602 | 828 |

表1に示されるキーワードの出現頻度は、中国および日本における高齢者福祉政策が、文化的基盤および制度設計理念の相違に基づいて、異なる規範的構造を有していることを示唆している。この政策言説の特徴的差異を視覚的に明確化するため、キーワードを概念的次元ごとに分類し、その構成比を図示したものが図1である。

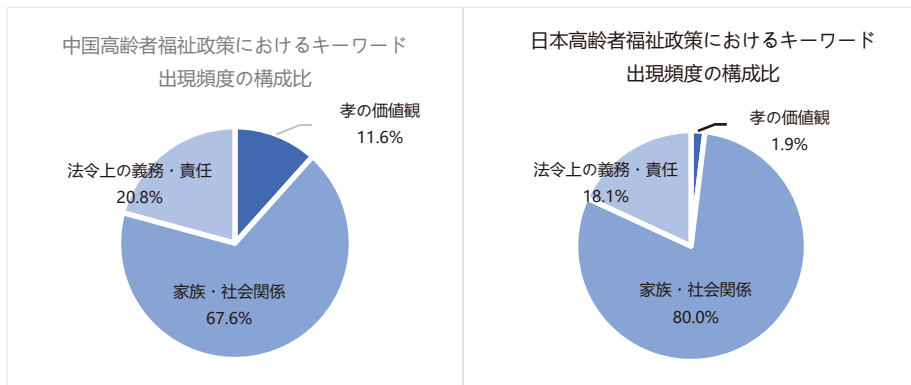


図1 中日両国の高齢者福祉政策におけるキーワード出現頻度

図1より明らかなように、「家族・社会関係の在り方」に関連するキーワードの出現割合は、中国（67.6%）および日本（80.0%）においていずれも高い水準を占めており、高齢者福祉に対する社会的関与の重要性が両国共通の関心事項であることを示している。一方で、「法令上の義務・責任」に関連する語句の出現頻度は、中国が20.8%、日本が18.1%であり、日本側がやや高いものの、大きな乖離とはなっていない。

特に注目されるのは、「孝」の価値観およびその実践に関する言説の出現頻度の差異である。中国では当該カテゴリーが11.6%を占めるのに対し、日本ではわずか1.9%にとどまっており、文化的規範としての「孝」の政策的意義が両国で大きく異なることを示している。この結果

は、中国の高齢者福祉政策が儒教的倫理に根ざした「孝」の実践や、家族・地域による非公式支援を規範的基盤として重視しているのに対し、日本の政策は個人の自立性の尊重と、地域社会との協働的共生（コミュニティ・ケア）を重視する制度的志向を特徴としていることを裏付けている。

以上から、中日両国の高齢者福祉政策は、表面的な類似性（家族・社会関係の重視）の背後において、その規範的基盤と制度設計のロジックが根本的に異なることが明らかとなる。

以上の円グラフを踏まえ、以下では中日両国の高齢者福祉政策における規範構造の相違を、核心的価値観および具体的徳目・実践、家族・社会関係の在り方、法令上の義務・責任という三つの分析視点からそれぞれ検討を進める。

4. 1 核心的価値観および具体的徳目・実践

本節では、「孝」を核とする倫理的価値観が、中日両国の政策文書においてどのように言語化されているかを比較する。特に中国においては、「孝」が伝統的美徳にとどまらず、政策の理念的基盤として制度的に位置づけられていることが指摘される。こうした価値の重視の度合いを定量的に把握するため、本分析では「孝道」「敬老」「尊老」「孝亲敬老」など、儒教的倫理に根差すキーワードの出現頻度を抽出・集計した。その結果を図2に示す。

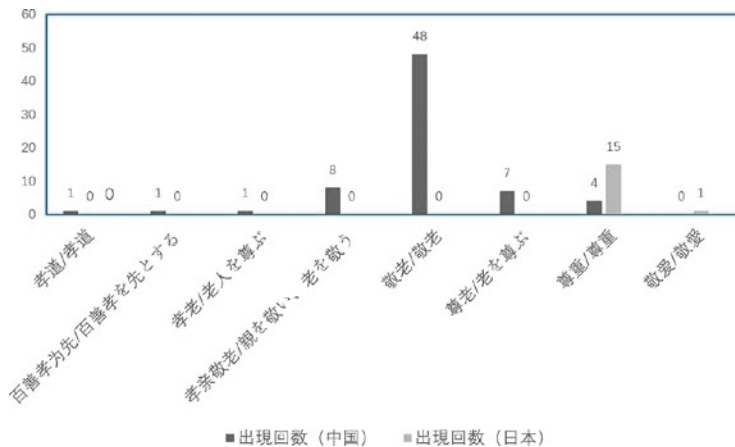


図2 「孝」の核心的価値観及び具体的徳目・実践

図2から分かるように、中国の政策文書では、「孝」を核とする儒教的価値観が明確に制度化されている。「敬老」「尊老」など「孝」関連の言葉が67回に達する。たとえば、『高齢者權益保障法』第1条はの立法宗旨として「敬老・養老・助老の美德を弘揚し、高齢者の權益を保障」が挙げられる。また2015年の修正版により、農曆9月9日を「老年節」と制定し、孝文化の社会的浸透と尊老雰囲気醸成を目指している。さらに、第11条には扶養者の経済的供養、生活

支援、精神的な支えおよび高齢者の特別なニーズへの配慮を明確化し、孝を法的義務に直結させている。中国高齢事業七年発展綱要の指導方針として「法治と教育の結合を堅持し、尊老・愛老・養老の伝統美德を弘扬し、高齢者を敬う良好な社会風気を形成する」と明示している。

「十五」計画には「敬老・養老・助老の美德の継承を社会主義精神文明建設の一環に位置づけ、小中学校の教育課程に組み込み、先進的な組織・家庭・個人に対する表彰制度を設置」と提示している。さらに、「十四五」計画には「百善孝を先とする」の伝統美德の継承を強調し、扶養義務履行を恒常的に指導・監督する仕組みを設け、扶養可能にもかかわらず拒否する行為を個人の社会信用記録に登録する信用規律を導入した。

上記のように、孝文化の具体的実践は抽象的・柔軟的な啓発から、制度的かつ強制的な保障へと進展した。これらの変化は、国家レベルでの孝文化伝承が単なる「文化的共通認識」から実体的な「制度的実践」へと持続的に強化されていることを示している。

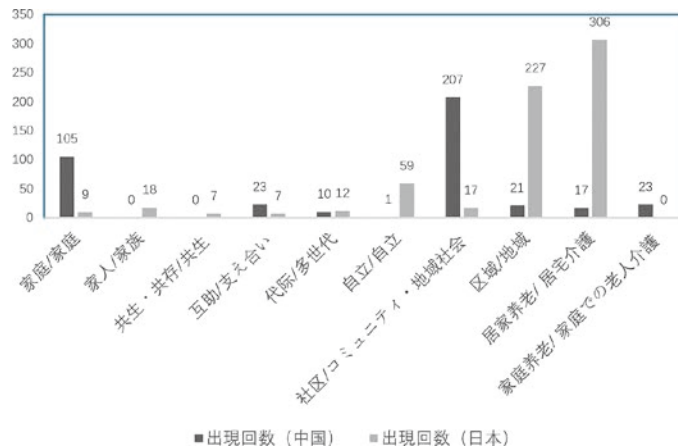
これに対し、日本の法令・大綱には「孝」は一切出現しない。唯一対応する表現は『老人福祉法』第2条の「敬愛」（「老人は、社会に対する貢献者として敬愛されるべきであること」）にとどまり（出現回数1）、個別条文への展開は見られない。ただし、「尊重」の出現頻度には差異が見られる。中国では4回、日本では15回と、日本がより高い頻度で使用しているが、その中には「人格を尊重」が10回みられる。これは、日本が「孝」ではなく「個人の尊厳」を政策の軸として位置づけていることを示している。

4. 2 家族・社会関係の在り方

高齢者福祉を支える社会的基盤として、家族・地域・個人の関係性の構想は、中日両国において異なる制度的形態をとっている。中国では伝統的な家族主義が政策の前提として維持され、「家庭」を中核とする養老モデルが強調されるのに対し、日本では少子高齢化と核家族化の進展を踏まえ、「地域包括ケア」の理念に基づく社会的支援体制の構築が進められている。こうした政策における「家族」「地域」「自立」などの概念の重視の度合いを明らかにするため、本節では「家族・社会関係の在り方」に関連するキーワードの出現頻度を比較した。その結果を図3に示す。

図3から分かるように、「家庭」の出現頻度は中国105回に対し日本9回と、圧倒的な差が存在している。さらに、中国では「家庭養老」23回、「居家養老」17回と、家族が養老の主たる責任主体として位置づけられている。一方、日本では「家庭」は行政機関名（例：こども家庭庁、家庭裁判所）に限定される場合が多く、「地域」「職場」などに対応する「家庭」はわずか5例しかない。中国語の「家人」に対して日本では「家族」が18回登場し、「家族の希望」「家族の介護」「家族を手助けする」「家族介護者の負担軽減」などの用語が登場し、中国語の「家庭」と同じ機能をしている。

また、日本の高齢者福祉政策における「地域」「共生」「自立」の概念は、それぞれ227回、



■出現回数 (中国) ■出現回数 (日本)

図3 家族・社会関係の在り方

7回、59回と頻繁に使用されている。この調査では、「地域密着型」という専門用語を統計から除外したものの、その出現頻度が745回であることは、高齢者のケアにおいて地域との連携が重視されていることを示している。「地域密着型介護サービス」(54回)を中心に、個々の自立と社会的支援の融合を目指す方針が確認できる。これに対し、中国の文脈では「社区」が17回登場し、「区域」は21回、「自立」は僅か1回しか見られず、制度的な基盤としての役割が相対的に弱い可能性がある。しかし、中国の「社区」は日本の「地域」に相当する概念でありうる。

介護・福祉システムに関する考察では、中国での「家庭养老」(23回)や「居家养老」(17回)といった表現から、家族中心の介護モデルが強調されていることが読み取れる。一方、日本においては「居宅介護」(306回)が介護保険制度上の正式な用語である。介護保険制度が広範囲な居宅サービスをカバーしているため、特定の文脈で多く使われていることを示している。しかし、「居宅介護」は日本の障害者福祉サービスの名称として多く出現し、高齢者介護の文脈で使われる中国語の「居家养老」とは対象者が異なるため、直接的な対訳語としては不適當である。本稿では、この「居宅介護」の出現を、言語使用の傾向を示すものとして詳細な分析は行わず、結果として残すこととする。さらに、『高齢社会対策大綱』では、「仕事と介護の両立支援」の推進を通じて、介護休業制度の理解促進や中小企業による従業員の仕事と介護の両立支援、「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」の提供により、家庭による介護を理由とした離職を抑制し、家庭から社会への負担転換を図ることを目指している。また、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進を通じて、「身寄りのない高齢者」に対する支援を強化し、自治会やNPO等との協力を通じて日常生活における人間関係の構築を進め、高齢者が意図せぬ孤独に陥ることを防ぐ。「多世代による社会参加活動」を促進し、年齢を超えた地域活動や学校との協働体制の確立、高齢者のボランティア活動への参加支援を通じて、世代間交流を強化することも目指している。

4. 3 法令上の義務・責任

高齢者福祉を支える制度のもう一つの柱として、法的・制度的な義務規定の位置づけが挙げられる。政策が個人や行政主体にどのような責任を課しているかは、その規範構造の本質を反映する重要な指標である。中国では、子女による扶養義務を法的に明確に規定し、その履行を社会的・道徳的期待にとどまらず、制度的拘束として強化する傾向が見られる。一方、日本では個人の扶養義務は民法上の原則に留まり、むしろ市町村や広域連合といった行政主体の財政的・制度的責任が強調される。このような両国における「義務」「責任」「処罰」の概念の使い分けとその重視の度合いを定量的に比較するため、本分析では関連キーワードの出現頻度を抽出・集計した。その結果を図4に示す。

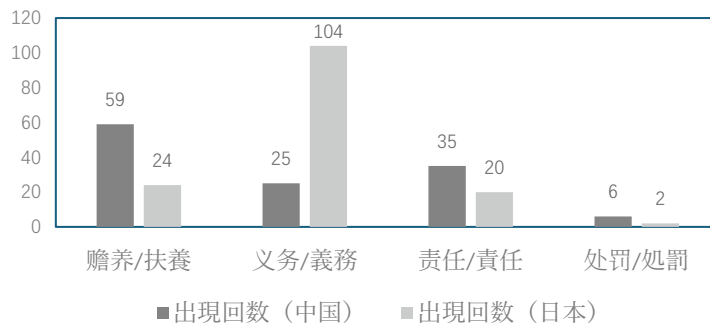


図4 法令上の義務・責任

中国では「贍養」59回、「义务」25回、「责任」35回と、子女の扶養義務が法的・政策的に繰り返し強調されている（表1）。特に「十四五」規画では、扶養義務不履行者を信用情報システムに組み入れるという処罰規定（6回）とも連動している。

一方、日本では「扶養」24回と中国より少ないが、「義務」は104回と極めて高頻度である。しかし、これは主に市町村や広域連合の財政拠出義務を指しており（『老人福祉法』第28条等）、個人の扶養義務は民法に留まる。処罰規定も中国の6回に対し日本は2回にとどまり、法的強制よりも社会的支援を重視する政策設計が窺える。

5. 中日高齢者福祉政策の規範構造：「道徳の法化」と「社会的連帯」

中国の高齢者福祉政策は、「孝」を核とする文化的・道徳的価値観を法的・政策的に制度化しており、「家庭」が養老の「基礎的責任主体」として位置づけられている。一方、日本の政策は「孝」を明示的に排除し、代わって「地域」「自立」「共生」といった社会的連帯と個人の尊厳を重視する価値体系を構築している。中国は「孝の倫理を法制度に組み込む『道徳の法化』」を、日本は「個人の自立と地域共生による『社会的連帯の構築』」をそれぞれの政策基盤

としていることが明らかになった。この差異は、両国の家族観、国家と個人の関係性、および福祉理念の根本的な相違を反映している。

以下に示す表2は、これらの違いを具体的に整理したものである。本表では、中日両国の高齢者福祉政策における規範構造の相違点を「核心的価値観および具体的徳目・実践」「家族・社会関係の在り方」「法令上の義務・責任」の三つの観点から比較し、それぞれの特徴を明確にしている。

表2 中日高齢者福祉政策の比較：規範構造における相違点

| 項目 | 中国 | 日本 |
|-------------------|--|---|
| 核心的価値観および具体的徳目・実践 | 「孝」を中心とした伝統的な倫理観が制度的に強調され、「敬老」「尊老」などの概念が法的義務や社会的道徳規範として明確に位置づけられている。例えば、『中華人民共和国高齢者權益保障法』において具体的な条項として規定されている。 | 「孝」の概念はほとんど見られず、「尊重」「敬愛」といった個人の尊厳を重視する価値観が強調されている。文化的背景や歴史的な家族観の違いを反映している。 |
| 家族・社会関係の在り方 | 伝統的な家族主義に基づいた養老モデルが政策の中心であり、「家庭養老」「居家養老」など、家族による介護が重視されている。 | 少子高齢化や核家族化の進展により、地域包括ケアシステムの構築が進められており、「地域」「共生」「自立」などの概念が頻繁に使用され、地域社会との連携が重要視されている。 |
| 法令上の義務・責任 | 子女による扶養義務が法的に明確に規定されており、その履行が強制される傾向がある。 | 民法上の扶養義務に加え、行政主体（市町村や広域連合）の財政的・制度的責任がより重視されている。高齢者福祉に対する法的・制度的アプローチが異なる。 |

以上の分析を通じて、中国の高齢者福祉政策が「孝」を中心とした家族中心のケアモデルを重視し、法律によってこれを強制する一方で、日本の政策が個人の尊厳と地域社会との協働を重視する方向性を持っていることが確認された。これらの相違は、両国が直面する社会的課題への対応方法や、それぞれの文化的背景を反映した政策設計の違いを示している。

6. まとめ

本研究は、中日両国の高齢者福祉政策における「倫理教育」「家族・社会関係の在り方」「制度的規範」の表現形態を比較・分析することで、両国が高齢化社会に対応するにあたり、文化的基盤と制度設計のロジックにおいて根本的な相違を有していることを明らかにした。中国では、「孝」を核とする儒教的倫理が政策の規範的基盤として制度化され、家庭中心の介護モデルと法的義務による扶養の強制が特徴であるのに対し、日本は個人の尊厳と自立を重視

し、「地域共生」や「社会的支援」に基づく包括的なケアシステムの構築に重点を置いている。このように、両国は共に家族・社会関係の重要性を認識しつつも、その価値の源泉と制度的実装において異なる道を行ってきたことが示された。本研究の成果は、高齢者福祉政策の国際的比較における文化的文脈の重要性を再確認させるとともに、今後の政策立案における多様な価値の統合可能性を示唆している。

7. 今後の研究課題

本研究では、中日両国の高齢者福祉政策における「倫理教育」、「家族・社会関係の在り方」、「制度的規範」の表現形態について比較分析を行ったが、以下のようなさらなる研究課題が存在する。

(1) 文化と制度の相互作用：両国における高齢者福祉政策の背後にある文化と制度の相互作用を深く探求する必要がある。特に、「孝」を中心とした倫理観がどのように政策に反映され、それが社会にどのような影響を与えているのかを詳細に分析することが求められる。

(2) 制度文書の歴史的・時系列的考察の強化：本研究では、中日両国の法令や行政計画文書の比較分析に焦点を当てたが、政策文書が制定・策定された時期による政策スタンスの変化に関する整理が不十分であった。例えば日本の高齢者福祉政策は、1978年の厚生白書で「同居という、我が国のいわば「福祉における含み資産」とあるように、家族は日本の社会保障の含み資産」という認識が一時顕著に見られるように、時期によって家族への期待度が大きく変化している。今後は、文書の策定時期を踏まえた時系列的分析を通じて、「孝文化」が政策においていかなる形で現れ、それが時代とともにどのように変容してきたかを明らかにすることが今後の課題である。

(3) 国際比較の拡張：中日だけでなく、他のアジア諸国や欧米諸国との比較を通じて、各国の高齢者福祉政策における共通点と相違点を明らかにし、それぞれの政策が持つ長所と短所を検討することも有益であろう。この際、政策文書や関連データの解釈における言語的差異をどのように考慮し、適切に比較を行うかという点も、重要な論点として付け加える必要がある。

これらの課題に取り組むことで、より包括的かつ深遠な理解を得ることができ、将来的な高齢者福祉政策の改善や新たな施策の立案に寄与することが期待される。

【注】

- (1) 劉振国「推進实施积极应对人口老龄化国家战略」<https://www.mca.gov.cn/n152/n166/c1662004999980005407/content.html> (2025年6月5日更新)
- (2) 「老人」は文脈に応じて「高齢者」と表記を統一している場合がある。本分析では、「家庭」と「家庭养老」、「敬老」と「孝亲敬老」はそれぞれ独立したキーワードとして扱い、重複カウントを回避

している。また、「地域」と「地域社会」も独立した語として区別して分析した。それに、「地域密着型」は専門用語として「地域」から排除した。「社区」は日本語で「コミュニティ」と「地域社会」の両方に翻訳されるが、文脈に基づき適切な対応語を採用した。

- (3) 対訳関係については、一つの中国語語彙に複数の日本語訳が対応する場合（例：「社区」→「コミュニティ」「地域社会」）、あるいは逆に一つの日本語語彙に複数の中国語語彙が対応する場合（例：「共生」←「共生」「共存」）がある。分析にあたっては、文書の文脈を踏まえて最も適切な対応語を選定した。また、日本語の語形変化（例：「支え合う」→「支え合い」）は同一語とみなし、語幹ベースでカウントした。さらに、「扶養者」など派生語は「扶養」から除外し、「地域密着型」など専門用語は「地域」から除外し、基本語のみを対象とした。
- (4) 内閣府ホームページ。「高齢社会対策大綱」<https://www8.cao.go.jp/kourei/measure/taikou/index.html> (2024年9月13日更新)
内閣府ホームページ。「令和7年版高齢社会白書」https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2025/zenbun/07pdf_index.html (2025年更新)
法令検索。「老人福祉法」<https://laws.e-gov.jp/law/338AC0000000133> (2025年6月更新)

【参考文献】

和文文献

1. 谷口典子 (2011) 「日・中・朝孝の思想と文化」『研究東洋：東日本国際大学東洋思想研究所・儒学文化研究所紀要』1, 87-107.
2. 中嶋洋 (2024) 「日本・印度・中国・台湾・韓国における「孝（孝道）・敬老・養老」の国際比較研究—日本は何を摂取し何を放棄したのか—」『社会科学研究』44 (2), 63-92.
3. 欒竹民・施暉 (2015) 「現代日本社会における「孝」——中国との比較を兼ねて」『教育文化論壇』7 (01), 9-13.

中文文献

4. 邊恕・黎蘭嫻 (2019) 「积极老龄化视角下的我国多体系养老服务研」『遼寧大学学报』47 (2), 83-91.
5. 陳滔・胡安寧 (2024) 「何種孝道可以提升老龄人口福祉？——基于CFPS数据的分析」『人口与發展』2, 39-51.
6. 董紅亜 (2020) 「从孝文化到照护文化、敬老文化——构建适应老龄社会的新文化体系」『中州学刊』9, 68-74.
7. 郭林・高姿姿 (2022) 「「老有所養」家庭支持政策体系的完善——基于「资源-服务」视域下的家庭养老功」『中国行政管理』10, 99-108.
8. 柯有軍 (2021) 「日本医养结合养老模式对我国机构养老发展的启示」『國際援助』36, 142-144.
9. 胡澤勇 (2022) 『孝文化与家庭养老』湖北人民出版社.
10. 李銀安・李明 (2017) 『中华孝文化传承与创新研究』人民出版社.
11. 司慶燕 (2022) 「孝养文化视域下我国农村互助养老的问题与应对」『中国衛生事業管理』39 (11), 848-851.
12. 蘇夢澤ほか (2023) 「基于属性分析及文本聚类的我国养老政策演化研究」『人口与發展』29 (5), 133-144.
13. 楊蓮秀・胡孔玉 (2021) 「基于内容分析法的我国智慧养老政策分」『上海大学学报』38 (4), 118-127.

14. 鄭娟ほか (2024) 「家庭养老对老年人社会参与的影响研究」『現代予防医学』51 (11), 2043-2048.
15. 鄭軍・伍安琪 (2023) 「基于生态系统理论的中日农村互助养老比较分析」『瀋陽工業大学学报 (社会科学版)』16 (3), 254-261.

【資料一覧】

附表1 中国における高齢者福祉領域の核心法律と政策ファイル

| 番号 | タイプ | 名称 | 発布年 | 発布機関 |
|----|-----|---|------|-------------------|
| 1 | 法律 | 《中华人民共和国老年人权益保障法》 (日本語訳: 中華人民共和国老年人權益保障法) | 1996 | 全国人民代表大会 主席令 第73号 |
| 2 | 計画 | 《中国老龄工作七年发展纲要 (1994-2000年)》 (日本語訳: 中国高齢者事業7カ年發展綱要) | 1994 | 国家計画委員会など8部門 |
| 3 | 計画 | 《中国老龄事业发展“十五”计划纲要 (2001-2005年)》(日本語訳: 中国高齢者事業發展第十次五カ年計画綱要 (2001-2005年)) | 2001 | 国務院 国発 [2001] 26号 |
| 4 | 計画 | 《中国老龄事业发展“十一五”规划》(日本語訳: 中国高齢者事業發展第十一次五カ年計画) | 2006 | 全国高齢者委員会 |
| 5 | 計画 | 《中国老龄事业发展“十二五”规划》(日本語訳: 中国高齢者事業發展第十二次五カ年計画) | 2011 | 国務院 国発 [2011] 28号 |
| 6 | 計画 | 《“十三五”国家老龄事业发展和养老体系建设规划》(日本語訳: 国家高齢者事業發展及び養老体系構築第十三次五カ年計画) | 2017 | 国務院 国発 [2017] 13号 |
| 7 | 計画 | 《“十四五”国家老龄事业发展和养老体系建设规划》(日本語訳: 国家高齢者事業發展及び養老体系構築第十三次五カ年計画) | 2021 | 国務院 国発 [2021] 35号 |

附表1では、中国における高齢者福祉分野の核心的な法律および国家レベルの計画・規画を示している。主な対象は『中華人民共和国老年人權益保障法』をはじめ、国家の五カ年計画綱要などである。これらの文書は、1990年代以降本格的に整備されており、国務院や関連省庁が中心となって策定・発布している。政策の連続性と体系性を重視し、定期的な計画見直しを通じて高齢化への対応を進めてきたことが特徴である。

附表2 日本における高齢者福祉領域の核心法律と政策ファイル

| 番号 | タイプ | 名称 | 発布年/最終改正年 | 法律番号 |
|----|-----|---------------------------------|-----------|---------|
| 1 | 法律 | 『老人福祉法』(通称: 高齢者福祉法) | 1963/2024 | 法律第133号 |
| 2 | 法律 | 『高齢者の医療の確保に関する法律』 (原『老人保健法』) | 1982/2019 | 法律第80号 |
| 3 | 法律 | 『高齢社会対策基本法』 | 1995/1999 | 法律第129号 |
| 4 | 法律 | 『介護保険法』 | 1997/2020 | 法律第123号 |
| 5 | 大綱 | 『高齢社会対策大綱』 | 2012/2024 | 閣議決定 |

附表2では、日本における同分野の主要な法律・政策を紹介している。日本は高齢化の進展が早く、1963年の『老人福祉法』の制定に始まり、1980年代以降、『老人保健法』(現『高齢者の医療の確保に関

する法律』)、1995年の『高齢社会対策基本法』、1997年の『介護保険法』と、段階的に制度を構築してきた⁽⁴⁾。これらの法律は、高齢化の進行や社会情勢の変化に応じて頻繁に改正(附表では最終改正年を記載)されており、制度の継続的な見直しと発展が行われている。また、『高齢社会対策大綱』は内閣による閣議決定文書として、政策の方向性を示す重要な役割を果たしている。

【生成 AI の利用について】

本文中の表(表1、表2、附表1、附表2)は、アリババクラウドが提供する生成 AI「千問(Qwen)」を利用して作成されたものである。「通義千問」の公式サイトは <https://www.qianwen.com/> である。具体的な使用方法是以下のとおりである。まず、「通義千問」のメッセージ入力欄に、表の構成に関する指示(例:「4列10行の表を作成してください」)をプロンプトとして入力する。すると、整形された表が AI によって生成される。この表をワープロソフトにコピーし、必要に応じて行や列の追加・削除およびセルへの内容入力・編集を行うことにより、最終的な表が完成されたのである。

また、本稿全体の日本語文法チェックにも「千問(Qwen)」の生成 AI 機能が利用された。下書き段階の原稿は段落ごとに AI のメッセージ入力欄に貼り付けられ、「日本語チェック」などのプロンプトにより、文法的誤りや不自然な表現の有無について確認が行われた。AI から提案された修正案は参考にされたが、最終的な文章の判断および責任は執筆者が負うものである。

また、以下の点については、十分に配慮し、関係する倫理的・学術的規範を厳格に遵守している。

- ① 先行研究への正しい参照・原典表示が行われていること
- ② 著作権をはじめとした他者の権利が侵害されていないこと
- ③ データの捏造、改ざんや他者の論考の盗用、あるいは個人情報の漏洩などを含む研究倫理への抵触が生じていないこと
- ④ 使用した生成 AI の利用規約を遵守していること

(ちょうけつ：遼寧省瀋陽工業大学外国語学院日本語科 准教授)

(ちょうぐん：遼寧省瀋陽工業大学外国語学院日本語科 准教授)

Abstracts

A Comparative Analysis of Filial Culture in Elderly Welfare Policies of China and Japan

Jie Zhang, Jun Zhang

This study compares the elderly welfare policies of China and Japan by focusing on “institutional norms” and “ethical education” within national-level laws and government policy documents. The analysis reveals fundamental differences in cultural foundations and institutional logic in responding to aging in both countries. In China, Confucian ethics centered on “filial piety” are institutionalized as normative foundations, with values such as “respect for elders” and “honoring elders” explicitly stated as legal obligations in the “Law on the Protection of the Rights and Interests of the Elderly”. A family-centered care model, including “home care”, is strongly emphasized. In contrast, the concept of “filial piety” appears rarely in Japan’s laws and policy documents, which prioritize personal dignity through “respect” and “love”, while focusing on building an inclusive community care system based on keywords like “community”, “coexistence”, and “independence”. Additionally, while China emphasizes the legal obligations of children, Japan highlights the institutional and financial responsibilities of administrative entities like municipalities. These differences reflect varying cultural values regarding the roles of family and society, underscoring the importance of cultural contexts in shaping elderly welfare policies.

Keywords: Ethical edification, Institutional norms, Filial piety culture, Cultural values